

## 第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～ の計画期間延長について

「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」は、国の健康増進計画「健康日本21（第二次）（平成25年度から令和4年度）」及び県の健康増進計画「健康ちば21（第2次）（平成25年度から令和4年度）」を勘案して計画しており、平成26年度から令和5年度までの計画期間となっておりますが、「健康日本21（第二次）」「健康ちば21（第2次）」の計画期間が1年間延長され、令和5年度まで計画期間となりました。

このことから、「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」につきましても計画期間を1年間延長し、令和6年度までとします。

### 1 国の「健康日本21（第二次）」の計画延長について

#### （1）計画期間の状況

- ・「健康日本21（第二次）」の当初計画期間  
平成25年度から令和4年度までの10年間
- ・関連計画の計画期間医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、平成30年度より医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の見直しの時期が一致させられており、令和6年度から次期計画期間が開始される。

#### （2）計画期間延長の趣旨

- ・自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、次期「健康日本21」を、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画との計画期間と一致させることを目的とし、健康日本21（第二次）の期間を1年間延長する。

#### （3）改正の内容

- ・「健康日本21（第二次）」の改正後の計画期間平成25年度から令和5年度までの11年間
- ・「健康日本21（第二次）」に掲げる各目標に係る年及び年度については、計画期間の延長に伴う変更は行わない。

#### （4）次期計画策定スケジュール

- ・令和3年6月頃から最終評価を行い、令和4年夏頃を目途に報告書を作成

- ・令和4年夏頃より次期「健康日本21」について議論を開始し、令和5年春を目途に次期「健康日本21」を公表
- ・令和5年度に都道府県計画策定期間を設け、令和6年度から次期計画を開始
- ・次期「健康日本21」の計画期間は、医療費適正化計画等、関連計画の計画期間を考慮のうえ設定

## 2 県の「健康ちば21（第2次）」の計画延長について

### (1) 計画期間の状況

- ・「健康ちば21（第2次）」の当初計画期間  
平成25年度から令和4年度までの10年間

### (2) 関連計画との状況

- ・国と同様に、平成30年度より県の保健医療計画や医療費適正化計画等の見直しの時期が一致させられており、令和6年度から次期計画が開始される。

### (3) 計画延長の趣旨

- ・「健康ちば21（第2次）」は、健康増進法第8条等により国の基本方針を勘案し、策定・改定されるものであり、「健康日本21（第二次）」と同様に、関連計画期間と一致させることを目的とし、健康ちば21（第2次）の期間を1年間延長する。

### (4) 改正の内容

- ・「健康ちば21（第2次）」の改正後の計画期間平成25年度から令和5年度までの11年間
- ・各目標に係る年及び年度については、「健康日本21（第二次）」に合わせ、計画期間の延長に伴う変更は行わない。

### (5) 次期計画スケジュール

- ・令和5年度 「健康ちば21（第2次）」の最終評価及び次期計画の策定

### 3 「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の計画延長について

#### (1) 計画期間の状況

- ・「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の当初計画期間

平成26年度から令和5年度までの10年間

#### (2) 計画延長の趣旨

- ・「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」は、健康増進法第8条等により国の基本方針及び県の健康増進計画を勘案し、策定・改定されるものであり、これらの計画を反映せることを目的とし、「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の期間を1年間延長する。

#### (3) 改正の内容

- ・「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の改正後の計画期間

平成26年度から令和6年度までの11年間

- ・各目標に係る年及び年度については、「健康日本21（第二次）」および「健康ちば21（第2次）」に合わせ、計画期間の延長に伴う変更は行わない。

#### (4) 次期計画スケジュール

- ・令和6年度 「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」の最終評価及び次期計画の策定